

「番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」と 「番匠川水系流域治水協議会」の実施方針について

(減災) 資料2

令和2年度 協議会の検討内容の多くが重複(ソフト、ハード対策が重複)

大規模氾濫減災協議会

緊急行動計画 H28～R2 (5か年)

避難・水防対策(ソフト対策)

危機管理型ハード対策等(ハード対策)

流域治水協議会(流域治水プロジェクト)

プロジェクト策定(R3.3)

河川対策の検討(氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策)

流域対策の検討(被害対象を減少させるための対策)

避難・水防対策(被害の軽減、早期復旧・復興のための対策)

令和3年度以降

大規模氾濫減災協議会

緊急行動計画 R3～R7 (5か年)

避難・水防対策(ソフト対策)

報告

※危機管理型ハード対策等は
「流域治水協議会」の河川対策、流域対策で検討

流域治水協議会(流域治水プロジェクト)

プロジェクト策定(R3.3)

河川対策の検討(氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策)

流域対策の検討(被害対象を減少させるための対策)

避難・水防対策(被害の軽減、早期復旧・復興のための対策)

※避難・水防対策は「減災協議会」で議論し、流域治水協議会では
減災協議会での決定事項の「報告」という形とする

- 両協議会での検討項目を明確に仕分けることで、協議会の効率化、簡素化に繋がる
- 必要に応じて、トップセミナーにより3者(佐伯市、大分県、国)の事業、防災の情報共有を図る。